

オクシズ・アフタースクールズ運営業務 公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月21日

静岡市教育委員会事務局教育局教育総務課

1 業務の趣旨

当該業務は、文部科学省が推進する「放課後子ども教室」と、児童福祉法第6条の3第2項に基づく「放課後児童健全育成事業」（以下、「放課後児童クラブ」という。）とを一括運営するものである。放課後子ども教室の開催時は、放課後児童クラブと一体的に活動を行うことで、希望する全ての児童が安全安心に過ごすことのできる放課後の居場所づくりを行う。

2 実施の目的

当該業務は、以下を目的に実施する。

- (1) 「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動の一環として、地域住民等の参画を得て、児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験・交流活動ができる場を提供する。
- (2) 児童福祉法第6条の3第2項等に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。

3 業務の概要

(1) 業務名

令和5年度 教総委第88号 オクシズ・アフタースクールズ運営業務（中藁科）

(2) 業務内容

別紙「オクシズ・アフタースクールズ運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 見積上限額

合計 16,299,000円（消費税額及び地方消費税に相当する金額を含む）を見積金額上限とする。

※ 放課後児童クラブに係る経費については、第二種社会福祉事業該当のため非課税。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

年4回（5月・8月・11月・2月）の部分払い

4 応募資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税等の滞納がないこと。

5 実施スケジュール

内 容	期 間
公募開始	令和5年12月21日（木）
現地視察会の実施	令和6年1月10日（水）
質問書の提出期限	令和6年1月12日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和6年1月16日（火）
企画提案書・見積書提出	令和6年1月23日（火）午後5時まで
ヒアリングの実施	令和6年2月1日（木）
審査結果の通知(予定)	令和6年2月5日（月）以降
契約の締結(予定)	令和6年2月中旬

※ 審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して電子メールで結果のみ通知する。

※ 最終の審査結果の通知後、選定された業者と速やかに随意契約の手続きを行う。

6 現地視察会の実施

当該業務の実施場所において、現地説明会を実施する。参加を希望する場合は、事前に電子メールで申込をすること。なお、視察会への参加の有無は、審査結果に影響を与えない。

(1) 日時

令和6年1月10日（水）午前10時～11時

(2) 会場

静岡市立中藁科小学校（静岡市葵区大原942-1）

(3) 参加申込

申込期限：令和6年1月5日（金）午後5時まで

申 込 先：静岡市 教育総務課

E-mail : kyoikusomu@city.shizuoka.lg.jp

メールタイトル : 「オクシズ・アフタースクールズ運営業務 現地視察会申込」

メール本文 : 法人・団体名、参加者の氏名・肩書、当日連絡がとれる電話番号

(3) 留意事項

- ・ 1 参加者につき 2 人以内とし、車は 1 台を上限とする。
- ・ 所属等、身分がわかるものを持参すること。
- ・ 写真撮影の際は、児童等の人物や氏名等、個人が特定できる情報が写らないよう十分に留意すること。また、画像データは当該プロポーザルの企画提案書作成にあたってのみ、使用可とする。

7 質問受付及び回答方法

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問書」【様式 1】に記載の上、提出すること。

(1) 提出方法

電子メールでの提出とし、電話にて受信の確認をすること。電話及びファックスでの提出は受け付けない。なお、質問メールのタイトルは「オクシズ・アフタースクールズ運営業務 質問書（業者名）」とすること。

(2) 提出先

静岡市 教育総務課 E-mail : kyoikusomu@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期間

令和 6 年 1 月 12 日（金）午後 5 時まで

(4) 回答方法

回答を作成次第、令和 6 年 1 月 16 日（火）までにホームページに掲載する。

9 提出書類等

(1) 提出書類

提出書類	様式	部数	備考
①プロポーザル参加申請書	2	1	
②会社概要書	3	1	
③暴力団排除に関する誓約書兼同意書	4	1	
④履歴事項全部証明書	—	1	直近 3 カ月以内のもの、コピー可
⑤貸借対照表、損益計算書	—	1	直近 1 年分、コピー可
⑥納税証明書 ・ 国税 : 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書 ・ 市税 : 静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書	—	1	コピー可
⑦業務実績調書	5	1	

⑧企画提案書	6	8	<ul style="list-style-type: none"> ・正本1部、副本7部、合計8部を提出。 ・正本の表紙には会社名、代表者氏名、担当者氏名、住所、連絡先を記載し、代表者印を押印。
⑨見積書	7	1	<ul style="list-style-type: none"> ・金額は税抜で記載し、代表者印を押印すること。 ・見積上限額16,299,000円(税込)を超えないこと。

(2) 提出方法

郵送（書留郵便に限る。）又は持参により静岡市教育総務課へ提出

(3) 受付時間

土日及び祝祭日を除く午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(4) 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（静岡市役所清水庁舎8階）
静岡市 教育総務課 社会教育係

(5) 提出期限

令和6年1月23日（火）午後5時まで

8 企画提案書、見積書の作成及び注意事項等

(1) 企画提案書及び見積書の作成

企画提案書、見積書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

- ①用紙サイズについて、指定の様式以外はA4版縦を基本とし、A3版の折り込みを可とする。
また、表紙、裏表紙、目次を除き、合計10頁を上限とする。なお、A3は2頁とみなす。
- ②企画提案書は15分で説明できる内容とする。
- ③企画提案書は散逸しないような形で綴ること。
- ④企画提案書には、会社名等の表示及び参加者が特定できる表現はしない。（表紙を除く）
- ⑤書類等の作成に用いる言語、通貨、時間及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど、専門知識のない者でも理解できるよう、分かりやすい表現で記載すること。
- ⑥見積書は、当該業務仕様書及び企画提案書に記載した内容を踏まえ、消費税及び地方消費税を含む必要な経費を算出し記載すること。
- ⑦見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】 ¥ 1 2 3 , 0 0 0 -

なお、見積書の記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印する。ただし、金額の訂正は認めない。

(2) 参加が無効になる場合

企画提案書、見積書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする。

- ①見積額が提案上限額を超過している場合

- ②提出方法及び提出期限に適合しない場合
- ③虚偽の内容が記載されている場合
- ④ヒアリングに参加しなかった場合
- ⑤選考の公平性を害する行為をした場合
- ⑥その他、審査会が不適格とみとめた場合

9 選考方法

(1) ヒアリングの実施

企画提案書の提案内容について、ヒアリングを実施する。

①開催日

令和6年2月1日（木） ※時間及び場所については、別途通知する。

②実施方法等

ア ヒアリング時間の目安は30分とする。

（準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分）

イ 当日の出席者は3人以内とし、説明者は本業務の担当者とする。

ウ 企画提案の説明後、内容に対する質疑応答を行う。

エ 提出された企画提案書及びヒアリングの内容については非公開とする。

オ モニター及びケーブル（HDMI）は市で用意する。

③審査方法等

ア 静岡市による審査会において、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が6割（30点）未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

④その他

ヒアリング時における資料の追加は認めない。ただし、必要に応じ、追加資料の提出などの補正を求めることがある。

10 選定結果通知

(1) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した全事業者に対して電子メールで結果のみ通知する。

(2) 審査結果の公表

静岡市ホームページにて委託候補者のみ公表する。

11 契約手続等

選定結果の通知後、契約予定者と速やかに契約内容、経費等について調整後、改めて見積徴取を行い、随意契約の締結手続きを行う。

12 注意事項等

- (1) 企画提案書及び見積書は、1参加者につき1件までとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、資料並びに提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (4) ヒアリングの集合時刻に集合しない場合は、失格とする。
- (5) 提出書類の提出期限後においては、記載された内容の変更を認めない。
- (6) 提出書類については、返却しない。
- (7) 提出書類に含まれる第三者の著作権の使用等に関しては、参加者が第三者の許諾等を得る等、一切の責任を負うものとする。
- (8) 提案書類について、静岡市は本業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合には、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (10) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は業務運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

13 事務局（問合せ）

静岡市 教育委員会事務局教育局 教育総務課 社会教育係（担当：前田）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎8階）

Tel：054-354-2369・2524 Fax：054-354-2472

E-mail：kyoikusomu@city.shizuoka.lg.jp

オクシズ・アフタースクールズ運営業務 評価基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
共通事項	①事業実績	・放課後児童健全育成事業または放課後子ども教室の運営実績があり、円滑な業務実施が期待できるか。	5点	×1	5点
	②運営方針	・本業務の趣旨を理解した運営方針となっているか。 ・具体的かつ実現可能な運営方針及び計画が定められているか。 ・法人/団体独自の方針、理念、目標等が明確か。	5点	×1	5点
	③管理運営	・組織体制・管理体制が確立され、必要な人員配置がされているか。 ・雇用形態、賃金水準等は適切か。 ・人材確保、職員研修等の取組が提案されているか。 ・運営者変更にあたり、引継ぎ体制は適切か。 ・実現可能性のあるスケジュールか。 ・個人情報管理は適切か。 ・利用者等からの苦情及び要望に対して適切な対応が図れる体制が計画されているか。 ・保護者、学校、地域等関係者との連携方法が明確か。 ・児童の安全及び健康管理体制は適切か。 ・緊急時、自然災害発生時の対応や体制は適切か。	5点	×2	10点
業務内容等	④放課後子ども教室の活動内容	・地域の人材や伝統文化等を活かした活動内容、人員配置等となっているか。 ・独自提案による自主性・創造性育成に対する取り組みがなされているか。 ・異学年の児童が交流できる活動になっているか。	5点	×2	10点
	⑤放課後児童クラブの活動内容	・児童の遊び、生活、学習等を支援する意欲的提案がされているか。 ・独自提案による健全育成に対する取り組みがなされているか。 ・障がい児や医療的ケア児等特別な配慮が必要な児童への支援体制は適切か。	5点	×2	10点
	⑥ヒアリング	・論理的かつ分かりやすい説明がなされているか。 ・説明及び質問に対する回答が明確か。 ・取り組み姿勢に熱意が感じられるか。	5点	×1	5点
	⑦価格	・見積上限額に対して、見積額の割合は適切か。	5点	×1	5点
合計					50点